

# 年金と手当

## 障害基礎年金

年金加入中や20歳前に起きた病気やケガによって一定の障がいの状態になったときに受けられます。

### ○年金額（令和8年度）

- ・障害基礎年金1級……………月額88,260円
- ・障害基礎年金2級……………月額70,608円

### ○受給資格のある方（次の①～③すべて、または④の要件に該当する方）

- ①病気やケガの初診日において国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していること。
- ②初診日において65歳未満であり、一定の保険料納付要件を満たしていること。
- ③障害認定日に一定の障がいの状態になっていること。または、障害認定日に該当しなかった方が65歳の前日までに該当するようになったとき。
- ④20歳前の病気やケガにより、障害認定日またはその後一定の障がいの状態に該当している方。

お問い合わせは **国保年金課国民年金係（0246-22-7464）**  
**ねんきんダイヤル（0570-05-1165）**

## 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給できない障がい者の方に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮して、平成17年4月から福祉的措置として創設されました。

### ○支給額（令和8年度）

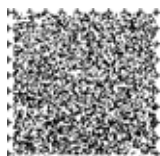
- ・障害基礎年金1級相当に該当する方……………月額58,650円
- ・障害基礎年金2級相当に該当する方……………月額46,920円

### ○受給対象となる方

次の①、②のいずれかに該当する65歳未満の方で、当時、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1、2級相当の障がいの状態にある方

- ①昭和61年3月以前に、厚生年金保険等に加入していた方の被扶養配偶者であって、国民年金に任意加入していなかった方
- ②平成3年3月以前に高等学校、高等専門学校、短期大学、大学の生徒及び学生（夜間部、通信教育を除く）であって、国民年金に任意加入していなかった方

お問い合わせは **国保年金課国民年金係（0246-22-7464）**  
**ねんきんダイヤル（0570-05-1165）**



## 特別障害者手当

20歳以上の重度の心身障がい者で、その障がいにより日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給されます。

○手当額（令和8年度） ……………月額30,450円

※ 次のような場合は、手当が支給されません。

- ・本人や配偶者・扶養義務者の所得が、限度額を超えている場合
- ・本人が施設に入所している、または病院に3か月以上入院している場合

お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ

## 障害児福祉手当

20歳未満の重度の心身障がい児で、その障がいにより日常生活において常時介護を必要とする在宅（病院に入院中も可）の方に支給されます。

○手当額（令和8年度） ……………月額16,560円

※ 次のような場合は、手当が支給されません。

- ・対象となる児童や扶養義務者の所得が、限度額を超えている場合
- ・対象となる児童が、施設に入所している場合

お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ

## 重度心身障害者福祉金

20歳以上で身体障害者手帳1級をお持ちの日常生活に介護を必要とする在宅の方、または20歳以上で療育手帳Aをお持ちの在宅の方に支給されます。

○支給額 ……………年額48,000円

※ 次のような場合は、福祉金は支給されません。

- ・65歳以上で要介護老人介護手当支給条例で規定する「要介護老人」に該当する場合
- ・本人や配偶者・扶養義務者の所得が、限度額を超えている場合
- ・本人が施設に入所している、または病院に3か月以上入院している場合

お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ

## 重度心身障害児福祉金

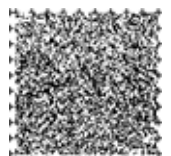
3歳以上20歳未満で心身の障がいのために常に介護を必要とする在宅の児童、または身体障害者手帳が2級以上か療育手帳Aをお持ちの児童を養育している方に支給されます。

○支給額 ……………年額48,000円

※ 次のような場合は、福祉金は支給されません。

- ・対象となる児童や受給資格者の所得が、限度額を超えている場合
- ・対象となる児童が、施設に入所している場合

お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ



## 要介護老人介護手当

寝たきりや認知症の状態、常時介護が必要な状態が3か月以上続いている65歳以上の高齢者を在宅で常時介護している家族の方に支給されます。

○支給額 ……………年額40,000円

※ 次のような場合は、手当は支給されません。

- ・対象となる高齢者が施設に入所している、または病院に入院している場合

**お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ**

## 特別児童扶養手当

心身に中度または重度の障がいのある20歳未満の児童を養育している父、母、もしくは父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

○手当額（令和8年度）

・1級（児童1人につき）…………月額58,450円

・2級（児童1人につき）…………月額38,930円

※ 次のような場合には、手当は支給されません。

- ・児童が児童福祉施設に入所している場合
- ・児童が障がいを理由として公的年金を受けることができる場合
- ・受給資格者や扶養義務者の所得が、限度額を超えている場合

**お問い合わせは、お住まいの地域の各地区保健福祉センターへ**

**（保健福祉センターがない地区においては、小名浜、内郷を除く各支所）**

## 児童扶養手当

父または母のいない児童や心身に一定の障がいのある父または母を持つ児童を養育している父または母、または父母に代わってその児童を養育している方に対して支給されます。

○手当額（令和8年度）

・「全部支給」の場合

児童1人のとき ……月額48,050円

児童2人以上のとき ……児童が1人のときの額に児童が1人増すごとに11,350円を加算

・「一部支給」の場合

児童1人のとき ……所得に応じて月額48,040円から11,340円まで10円刻みの額

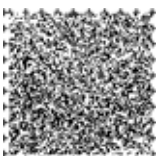
児童2人以上のとき ……所得に応じて児童が1人のときの額に児童が1人増すごとに11,340円から5,680円まで10円刻みの額を加算

※ 次のような場合には、手当は支給されません。

- ・児童が児童福祉施設に入所している場合
- ・児童、父、母及び養育者が公的年金を受けることができる場合
- ・受給資格者や扶養義務者の所得が、限度額を超えている場合
- ・父または母の配偶者（事実上の婚姻関係も含む）に養育されている場合

**お問い合わせは、お住まいの地域の各地区保健福祉センターへ**

**（保健福祉センターがない地区においては、小名浜、内郷を除く各支所）**



## 人工透析通院患者通院交通費助成

じん臓機能障がいや身体障害者手帳をお持ちの方が、血液の人工透析療養のため通院しているとき、通院のための交通費の一部を助成します。

### ○対象となる交通手段

- ・鉄道……………利用する区間の運賃
- ・バス……………利用する区間の運賃
- ・自家用車……………通院する区間に要する燃料費

※ タクシーについては、上記の各交通手段が利用できないと認められた方のみ対象となります。

### ○助成基準

- ・運行区間または通院区間の距離の合計が、片道1.5km以上あること。
- ・1か月の経費の合計が、4,000円を超えること

※ 自家用車の燃料費は、その他、市長が定める額  
走行距離を1ℓ = 10kmとして算出します。

○助成額 1か月の経費から4,000円を差し引いた額で、25,000円を限度とします。

○支給要件 本人及び扶養義務者などの所得が基準以内の方

お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ

## 指定難病患者等見舞金

原因が不明であって、治療方法が確立していない指定難病患者等又はその保護者に対し、見舞金を支給します。

毎年8月1日現在、いわき市に引き続き6ヶ月以上居住している指定難病患者、小児慢性特定疾病患者、又は人工透析療法を受けている方等が対象となります。

### ○申請に必要なもの

- ・預金通帳の写し（金融機関名・本支店名・口座名義人が分かるもの）
- ・指定難病医療費受給者証
- ・小児慢性特定医療費受給者証
- ・特定疾患医療受給者証
- ・特定疾病療養受療証

いずれか一つ

※ 人工透析療法を受けている生活保護受給者の場合

⇒特定疾病療養受療証の代わりに自立支援医療受給者証の写し

○申請期間 毎年8月1日から翌年の3月31日まで。

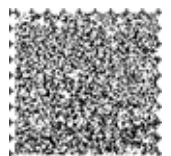
(申請は年1回で、期間や年度を超えての申請はできません)

○申請窓口 各地区保健福祉センター

遠野、好間、三和、田人、川前、久之浜・大久支所

○見舞金の額 年額20,000円

お問い合わせは、お住まいの地域の各地区保健福祉センター  
または遠野、好間、三和、田人、川前、久之浜・大久支所へ



## 重度心身障害者交通費助成

在宅で生活している重度の障がいを持つ方が、病院や市役所などへ出かけるときの交通費を助成します。

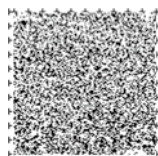
- 対象となる方** 身体障害者手帳1級、療育手帳A、または精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの在宅の方で、所得税が課税されていない方  
(社会福祉施設に通所・通園している方も含みます)
- 助成額** 年額 12,000円  
※年度途中で対象となった方は当該年度のみ月割計算となります。
- 申請方法** 申請期間 毎年4月1日から翌年3月31日まで。  
(毎年度申請が必要です。年度を超えての申請はできません)  
申請に必要なもの
  - ・預金通帳の写し(金融機関名、本支店名、口座名義人がわかるもの)
  - ・対象となる手帳
  - ・市外から転入された方については、所得税課税額が確認できるものをご用意いただく場合があります。

**お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ**

## 心身障害者扶養共済制度

心身に障がいがあるために独立自活することが困難な方を扶養している保護者が、その生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、万一(死亡・重度障がい)のことがあった場合に、後に残された心身障がい者に終身一定の年金を支給する制度です。

- 対象となる心身障がい者**
  - ①知的障がいのある方
  - ②身体障害者手帳が1級から3級までの方
  - ③心身に永続的な障がいを有し、その障がいの程度が①・②と同程度と認められる方  
(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)
- 加入できる保護者**  
現に上記の心身障がい者を扶養しており、かつ次の要件を満たす方
  - ・市内に住所を有すること
  - ・65歳未満であること
  - ・特別の疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
- 年金の額** (扶養共済制度により支給される年金には所得税が課税されません)  
1口あたり・・・月額20,000円(1口のみ口数を追加できます)
- 年金の支給**  
加入者が死亡し、または重度障がいと認められたときは、その月から障がいのある方に対し、年金が支給されます。
- 掛金**  
加入時の加入者の年齢により決められた掛金額を、毎月決められた日までに払い込んでいただきます(次ページ参照)。また、掛金は所得税及び個人市県民税における所得控除の対象となります。



加入時の年齢 (加入年度の4月1日現在)	35歳 未満	35歳～ 39歳	40歳～ 44歳	45歳～ 49歳	50歳～ 54歳	55歳～ 59歳	60歳～ 64歳
平成20年3月31日以前に加入している方の掛金額	5,600円	6,900円	8,700円	10,600円	11,600円	12,800円	14,500円
平成20年4月1日以降に新たに加入者となる方の掛金額	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

### ○掛金の助成について

市民税が非課税の世帯、または市民税の所得割が非課税の世帯の場合は、共済制度の掛金の一部について市・県からそれぞれ助成があり、負担を軽減します。

### ○掛金の免除

加入者が65歳（4月1日現在）以降最初に到来する加入応当月に達し、かつ継続して20年以上加入したときは、その後の掛金が免除されます。

### ○加入の手続きに必要なもの

- ・ 加入等申込書
- ・ 加入申込者及び心身障がい者等の住民票の写し
- ・ 申込者告知書（加入申込者の健康状態について記入していただきます）
- ・ 加入申込者世帯の市町村民税課税額証明書
- ・ 心身障がい者の障がい状態がわかるもの（身体障害者手帳など）

お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ

## 身体障害者奨学資金

保護者が市内に住所を有しており、身体障害者手帳の交付を受けている、高等学校（高等学校に準ずる学校を含む）に在学中の方に支給されます。

○支給額 ……………月額8,700円

○支給期間 ……………受給資格の認定を受けた日の属する年度の3月まで

※ 受給資格者や配偶者・扶養義務者の所得が、限度額を超えている場合は支給されません。

※ 毎年度申請が必要となります。

お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ

